

# 淀川地域活動協議会規約

平成25年 4月 1日  
最新改正 令和3年 6月 1日

## 第1章 総 則

(名称及び事務所)

**第1条** 本会は淀川地域活動協議会と称し、事務所を淀川福祉会館（大阪市都島区毛馬町2丁目11番44号）に置く。

(活動区域)

**第2条** 本会の活動の対象とする区域は、淀川地域（淀川小学校区内の地域をいう。以下同じ。）とする。

(目 的)

**第3条** 本会は、淀川地域を誰もが輝く元気なまちにしていくために、淀川地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動地区の住民（以下「地域住民」という。）の全てを対象とした活動を行い、誰もが自由に参加しながら、取り組んで行くことを目的とする。

(構 成)

**第4条** 本会は、別表に定める淀川地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

(活 動)

**第5条** 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関する事
- (2) 地域コミュニティづくりに関する事
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関する事
- (4) 健康づくり、地域福祉等に関する事
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関する事
- (6) 生涯学習、地域スポーツの興隆及び郷土文化の継承に関する事
- (7) 環境美化に関する事
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する事

2 次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とすること
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教科教育することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とすること
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とすること

## 第2章 役員等

(役員及び監事)

第6条 本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 6人（うち部会長兼務 3人）
- (3) 部会長 3人
- (4) 会計 1人
- (5) 副会計 2人
- (6) 監事 2人

(役員等の選任)

第7条 役員等は、運営委員会において選任する。

2 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第8条 各役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4) 会計は、本会の会計を担当する。
- (5) 副会計は、会計を補佐する。
- (6) 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - ① 役員の実務執行の状況を監査すること
  - ② 本会の財産の状況を監査すること
  - ③ 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを地域活動協議会及び区長に報告すること

- ④本会の役員の業務執行の状況又は財産の状況について、役員に意見を述べること

(役員等の任期)

**第9条** 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

**第9条の2** 役員会は、役員でもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて開催し、この規約に定めるもののほか次の事項を審議する。

(1) 運営委員会に付議すべき事項

(2) 本会の運営方針に関すること

(3) その他会務の執行に関すること

3 役員会の開催等運営にあたっては、第12条から第15条までの規程を準用する。ただし、この場合にあつては、「運営委員会」を「役員会」に、「運営委員」を「役員」に読み替えるものとする。

(顧問)

**第9条の3** 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の業務運営等について会長の諮問に答え又は意見を具申するほか、運営委員会等において説明することができる。

### 第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

**第10条** 運営委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

(1) 別表に定める各種団体の代表者。ただし、民生委員・児童委員協議会にあつては、主任児童委員1名を加えることができる。

(2) 淀川地域社会福祉協議会及び淀川連合振興会の役員等（前号に定める者を除く。）

(3) 本会の適切な運営に必要と認めた者は運営委員に加えることができる。

(運営委員会の決議事項)

**第11条** 運営委員会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 予算、事業計画、決算及び実績報告に関すること

(2) 役員等の選任に関すること

(3) 淀川地域のまちづくりに係ること

(4) 規約の制定改廃に関すること

- (5) 部会の設置に関すること
- (6) その他会務上必要なこと

(運営委員会の開催)

**第12条** 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 運営委員会の2分の1以上から請求があったとき

(運営委員会の議長)

**第13条** 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

**第14条** 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の決議)

**第15条** 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の書面表決等)

**第16条** 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。  
2 この場合、定足数及び決議の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

**第17条** 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関すること

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

(会議録の作成及び公開)

**第18条** 地域住民、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求した

ときは、これを閲覧させなければならない。

## 第4章 部 会

(部会の設置)

**第19条** 会長は、運営委員会の決議により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる

(部会の組織)

**第20条** 本会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 総務・福祉部会 総務及び福祉に関すること
  - (2) 文化・教育・青少年育成部会 文化、教育及び青少年育成に関する事
  - (3) 防災・防犯・環境整備部会 防災、防犯及び環境整備に関すること
- 2 各部会に、部会長1人、副部会長 3人、部会会計 1人を置く。
- 3 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

## 第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

**第21条** 本会の事業計画及び予算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

ただし、天災又は疫病等のやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

- 2 部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

**第22条** 本会の事業報告及び決算は、次項に定める部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヵ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。

- 2 部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
- 3 監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人からの閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

**第23条** 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(事業年度)

**第24条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員等の解任

(役員等の解任)

**第25条** 役員等又は運営委員が、役員等又は運営委員としてふさわしくない行為を行ったときは、運営委員会において当該役員等又は運営委員の弁明を聴取のうえ、運営委員の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。ただし、当該役員等又は運営委員が弁明を拒否したものと認められる場合は、弁明聴取の手続きを省略することができる。

2 本会の構成団体が、本会の事業運営を阻害すること及びこの規約の規定に反するを行ったと認められるときは、当該団体を本会から除名することができる。この場合において前項に定める手続きを準用する。

## 第7章 規約の変更等

(規約の変更)

**第26条** この規約は、運営委員会の決議を経なければ、変更することはできない。

(委任)

**第27条** この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則 (別表(第4条関係)の一部改正)

この規約の一部改正は、平成25年 5月18日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成26年1月18日から施行する。

附 則 (第2章6条、別表(第4条及び第6条関係)の一部改正)

この規約の一部改正は、平成31年3月25日から施行する。

附 則 (第22条の一部改正)

この規約の一部改正は、令和元年 5月20日から施行する。

附 則 (第10条の(3)を追加改正)

この規約の一部改正は、令和2年 2月15日から施行する。

附 則 (第2章6条、別表(第4条及び第6条関係)の一部改正)  
この規約の一部改正は、令和2年 7月1日から施行する。

附 則 (第5章21条を追加改正)  
この規約の一部改正は、令和3年 6月1日から施行する。